

ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

初版作成日：令和2年6月24日

最終改定日：令和5年3月10日

特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッションに所属する地域フィルムコミッション会員（以下、「FC」という。）が、映像撮影支援を行う際に、関係者が新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインでは、5月4日提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『『新しい生活様式』の実践例』、「緊急事態の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）及び「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。また、本ガイドラインは、北海道大学病院感染制御部部長石黒信久氏より、新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成している。

本ガイドラインは、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、更なる感染対策の徹底を講じるため、内容を一部追加、修正した。（令和3年10月21日付）また、本内容の措置は、政府による指導により、随時見直しを行う。

今回、令和5年2月10日付けの新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスクの着用の考え方を見直し等について」を受けて、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、着用は個人の判断に委ねることを基本とするという政府の方針に沿って、指導を受け、見直しを行うものとする。

FCは、映像製作者（映像作品を企画・製作する事業者をいう。以下同じ。）と一体となって、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「映像製作者へ求める具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよ

う努力することが求められる。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の提言等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。また、各地方自治体の方針によって撮影の条件が異なるため、ロケ撮影が行われる際は、FCは、映像製作者に対し、FCや自治体、ロケ地の管理者（以下、「FC等」という。）が設定している条件に沿ってロケ撮影を行い、地域住民へ配慮することを求める。

2. 感染防止のための基本的な考え方

FCは、映像製作者が、適切な新型コロナウイルス感染防止対策が講じられた環境での撮影を企画・製作するよう、別紙の「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト（以下、単に「チェックリスト」という。）」等を活用し、映像製作者が、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じていることを確認した上で、ロケ撮影の受入れを調整する。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

・「感染リスクが高まる「5つの場面」（場面①飲酒を伴う懇親会等、場面②大人数や長時間におよぶ飲食、場面③マスクなしでの会話、場面④狭い空間での共同生活、場面⑤居場所の切り替わり）についての周知を行うとともに、適切な感染対策を講じる。

・「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」（令和4年2月4日新型コロナウイルス感染症対策分科会決定）を講じる（オフィス、休憩室等はもとより車輛内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合は、対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒を徹底すること等の工夫）。

3. 映像撮影支援において、映像製作者へ求める具体的な対策

映像製作者が撮影を行う際は、一般社団法人日本映画製作者連盟等が策定している感染予防対策ガイドラインに沿って感染拡大の予防対策を行うことを基本とし、併せて、映像製作者に対し、以下の対策を求める。

① FC等との関係

- ・映像製作者は、撮影支援を依頼する際に、別紙のチェックリストをFC等へ提出し、感染予防対策を講じていることを報告する。チェックリストの提出がない場合は、撮影支援が受けられない場合があることを理解する。
- ・映像製作者は、感染者または感染の疑いのある者が発生した場合に備え、撮影現場

に携わるすべての撮影関係者（制作する作品の出演者及びその撮影に関わるスタッフをいう。以下単に「撮影関係者」という。）の緊急連絡先を管理する。

- ・映像製作者は、撮影現場の責任者を明確にし、責任者はFC等との情報共有、対応、及び協力を努める。
- ・映像製作者は、撮影支援を受けるにあたっては、FC等の撮影協力者の意向を尊重し、撮影プラン等を、FC等と事前に協議する。

② 感染予防対策について

- ・「発熱・咳・下痢等の症状がある者」、「新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者」（以下、「有症状者等」という。）ならびに居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる者は、撮影関係者として従事させない。
- ・衛生管理者(係)を配置し、衛生管理者(係)は撮影関係者の感染予防の徹底と、施設等の使用した場所の消毒を行う。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等、新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。
- ・必要に応じて抗原定性検査キット等の更なる活用を図る。
- ・ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照しつつ、接種の検討を推奨する。

③ 屋内での撮影について

- ・施設等の屋内での撮影においては、撮影関係者の人数は必要最小限に限定することとし、施設の広さを考慮し、適切な対人距離を確保する等3密とならない状況で撮影を行う。一度に許される撮影関係者の人数は、最大でも各都道府県が定めるイベント開催の規定人数までとすることを原則とし、部外者の立ち入りを制限する。
- ・咳エチケットについて徹底する。
- ・人との距離を確保できる場合、マスクの着用は求めず、個人の判断とする。但し、病院や学校など施設の判断により、着用が効果的とされる場合は、施設のルールを優先させる。
- ・石けんと流水による手洗いを徹底し、また、手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- ・屋内では、可能であれば常時換気あるいは効果的な換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- ・また、換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- ・HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

- ・乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。
- ・施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の適時な消毒を徹底する。
- ・トイレでは、石けんと流水による手洗いを徹底するほか、共通のタオルの利用を禁止し、ペーパータオルの設置、または個人用タオル等の持参を徹底する。またハンドドライヤーの利用も可能とする。
- ・撮影後は、事前にロケ地管理者と協議した上で、映像製作者の責任において、必ず消毒を行う。

④ 屋外でのロケ撮影について

- ・ロケ撮影に伴う撮影関係者の移動については、適切な対人距離を確保する等3密を避けるとともに、手洗いや手指消毒等の感染予防対策を講じる。
- ・屋外では、季節を問わず、マスク着用は個人の判断に委ねる。
- ・撮影場所においては、一度に許される撮影関係者の人数を、最大でも各都道府県が定めるイベント開催の規定人数までとすることを原則とし、部外者の立ち入りを制限する。
- ・車輦での移動については、車輦内の消毒を適切に行う。また、必ず換気（または機械換気）を行いながら移動する。

⑤ 休憩場所での対策

休憩室・控室等の利用については定期的な換気を心がけ、接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。

- ・使用する際は、入退室の前後の手指消毒を徹底する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合や飲食する場合には、1～2メートルを目安に顔の正面から距離を確保するよう努める。
- ・対面する場面などで、人と人との距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策を講じる。ただし、エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。
- ・屋内休憩スペースについては、常時換気を行うなど、3密を防ぐことを徹底する。
- ・飲料水は持参するよう周知する。なるべくペットボトルなど、個別の提供を行う。
- ・弁当はなるべく個別の提供を行う。
- ・ケータリングを行う場合、利用者が自ら取り分ける時は必ずマスクを着用し、新たな容器を使用する。また、取り分け用のトングや箸を利用する際、これらを共有する場合は、手指の消毒を徹底する。なお、使い捨て手袋を使用する際は、使用後の手袋を適切に廃棄し、使い回しを行わないようにする。
- ・飲食後のごみは持ち帰りとするを推奨する。また、その他のごみについても持

ち帰ることを推奨する。なお、鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する人は業務を行う上では、マスク着用を推奨する。当該ごみを捨てた後は、必ず石けんと流水で手を洗う。

- ・施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の適度な消毒を徹底する。

⑥ エキストラについて

- ・地域でエキストラの募集を行う場合は、参加者の氏名及び連絡先を把握した上で、スタッフ等と同様、ガイドラインに従って行動するよう促す。

⑦ 撮影中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・撮影中に感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。また、共有した物等を消毒するとともに、直ちにFC等へ連絡する。また、対応するスタッフは、対応前後には石けんでの手洗い、手指消毒を徹底する。なお、感染から自身を守るための対策としてマスクや手袋の着用が有効である。
- ・症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。
- ・高齢または基礎疾患等で重症化リスクがある場合は、発熱外来を受診し、医療機関の指示に従う。

4. 映像撮影支援において、FC等が行う具体的な対策

① チェックリストの確認

- ・撮影支援の依頼を受ける際は、映像製作者へチェックリストの提出を依頼し、内容を確認した上で、ロケ地管理者等への協力を依頼する等の調整を行う。
 - ・チェックリストの内容が順守されていることを確認し、映像製作者と連携して情報共有に努める。

② FC等の担当者の感染防止策

- ・こまめな石けんでの手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・人との距離を十分確保し、マスクの着用は基本的に個人の判断に委ねる。
- ・屋内で作業する場合は、効果的な換気を心がける。
- ・有症状者等は、従事させない。
- ・検温は毎日必ず行い、発熱等の感染の症状がある場合は自宅待機とし、抗原定性検査キットなどでセルフチェックを行うか発熱外来を受診するなどの対応を行う。
- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。

- ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養するよう徹底する。

③ 周知・広報

- ・感染予防のため、以下について、FC等の担当者に周知・広報する。
 - 有症状者等は原則として従事しない。
 - 出勤前に発熱・咳・下痢等の症状がある場合には、職場に連絡して欠勤し、発熱外来等を受診する。
 - 咳エチケット、石けんでの手洗い、効果的な換気の徹底。
 - 適切な対人距離を確保すること。
 - 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等、新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。
 - 必要に応じて抗原定性検査キット等の更なる活用を図る。
 - ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照しつつ、接種を推奨する。
 - 可能な範囲でのテレワークを推奨する。

④ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・出勤後に少しでも体調が悪い職員が見出された場合や職員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その職員に対し、抗原定性検査キットを活用して検査を実施する。
- ・陽性の場合、症状が軽い場合は、健康フォローアップセンターへ連絡・登録しセンターの指示に従って、自宅療養する。
- ・症状が重い場合、また高齢や基礎疾患等で重症化リスクがある場合は、発熱外来を受診し、医療機関の指示に従う。
- ・対応するスタッフは、対応前後には石けんでの手洗い、手指消毒を徹底する。なお、感染から自身を守るための対策としてマスクや手袋の着用が有効である。

5. 海外からの映像製作者及び撮影関係者について

- ・海外からの映像製作者及び撮影関係者についても、本ガイドライン等に基づいて行動することを求める。
- ・海外からの入国者や、海外渡航歴を有する者等の業務の従事については、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応する。